

平成28年9月定例会 総務委員会(事前)

平成28年9月21日(水)

[委員会の概要 県民環境部関係]

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13時45分)

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の9月定例会提出予定議案について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】(資料①)

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算(第2号)
- 議案第7号 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の制定について

【報告事項】

- 「とくしま青少年プラン2017」中間とりまとめについて(資料②)
- 脱炭素社会の実現に向けた取組みについて(資料③)
- 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画(案)について(資料④)

田尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料によりまして、9月定例会に提案を予定しております県民環境部の案件につきまして、説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、一般会計補正予算(案)並びに、その他の議案等といったしまして、条例案が1件でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算についてでございます。

補正総額につきましては、総括表の欄の一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり、1億9,395万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、151億7,247万5,000円でございます。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、各課別の主要事項につきまして、御説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

次世代育成・青少年課関係でございます。

目名、児童福祉総務費では、中央こども女性相談センターに設置しております一時保護所の体育館の耐震化工事に要する経費として、93万2,000円、また、目名、児童措置費では、徳島学院木造寮舎の耐震性、及び長寿命化を図るための経費として、1,200万円、さらに、目名、児童福祉施設費では、民間の認定こども園の施設整備に要する経費等を補助する費用として、1億5,373万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

なお、中央こども女性相談センターと徳島学院の両者につきましては、熊本地震の教訓

を受けまして今回、お願いするものでございます。補正後の次世代育成・青少年課の予算総額は、92億1,298万2,000円となります。

次に、3ページを御覧ください。

とくしま文化振興課関係でございます。

目名の計画調査費では、阿波藍の価値と魅力を再発見する作品展や、徳島国際短編映画祭でのシネマライブ上映を実施するために要する経費として、2,050万円をお願いしております。とくしま文化振興課の補正後の予算総額は、8億7,588万9,000円でございます。

4ページをお開きください。

環境指導課関係でございます。

目名、環境衛生指導費では、高濃度PCB廃棄物の処理促進を図るため、未処理事業者の調査や指導に要する経費などとして、678万8,000円を計上しております。環境指導課の補正後の予算総額は、1億3,738万4,000円となります。

5ページを御覧ください。

その他の議案等の(1)条例案についてでございます。

今議会におきまして、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を提案することとしております。

この条例につきましては、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定、その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承する必要があることから、新たに制定するものでございます。

かいつまんで、御説明申し上げますと、5ページにおいて、まず条例案のAでございますが、名称が徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例、この中に「脱炭素社会」「気候変動対策」という文字が出ておりますが、条例名称中にこういう文字を入れたのは全国初ということでございます。

さらに、制定の概要、(イ)のところでございます。

知事は、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めるものとする、さらに(ウ)のところ、気候変動の緩和に係る対策、さらには、(エ)で気候変動への適応に係る対策、気候変動への適応につきまして、条例中で定めるということも全国で初ということになります。

6ページをお開きください。

(オ)でございますが、徳島県地球環境を守る日、これを4月22日としたいと考えております。これは国連総会で、国際母なる地球デー、いわゆるアースデーと言われるものが制定された日に、ちなんだものでございます。最後に、施行日は平成29年1月1日を予定しております。

続きまして、この際、3点、御報告させていただきます。

お手元の資料1の1を御覧ください。

1点目は、「とくしま青少年プラン2017」中間とりまとめについてでございます。

現在、青少年の健全な育成に関する基本計画として策定しております「とくしま青少年プラン2012」の計画期間が、今年度末に終了することから、徳島県青少年健全育成条

例に基づく、青少年の健全な育成に関する基本計画及び、子ども・若者育成支援推進法における都道府県子ども・若者計画として、「とくしま青少年プラン2017」を策定することとしており、その中間とりまとめをしたものでございます。

この計画の期間につきましては、平成29年度から平成33年度までの5年間としており、対象とする青少年の範囲は、おおむね30歳までとし、円滑な社会生活を営む上で、困難を有する30歳代も対象としております。

新しい計画の特徴といたしましては、まず、県内の青少年及び成人を対象に5,000人規模の意識調査を実施し、現状を分析した上で、策定したものでございます。

この青少年に関する意識調査の概要につきましては、資料1の3を御覧ください。これは、青少年の生活の実態、社会や生き方等について、意識調査を行ったものであり、青少年は12歳から22歳の男女、成人は23歳以上の男女としております。

2の結果の概要にございますように、まず、自分については、青少年の約4割が自分のことを「きれい」と言っていること、格差社会の認識として、青少年の約7割が「世の中は公平ではない」と感じていること、また、地域への愛着として、青少年の約9割が今住んでいる地域が好きであるにもかかわらず、約5割は「今住んでいる地域から移りたい」と思っていることなどの結果が出ており、それぞれ、家庭や地域で愛情深く育てることや、自己肯定感を高める教育、就学、就労等への支援、地域の魅力を学ぶ機会の提供などが施策として、必要とされているところであります。

資料1の1にお戻りください。

5の計画の施策体系でございますが、新たな基本計画では、意識調査の結果や国の大綱を踏まえ、全ての青少年が自立・活躍できる「とくしま」の実現を基本理念として掲げ、青少年の健やかな成長のための社会環境の整備をはじめ、困難を有する青少年やその家族への支援、未来を切り開く青少年の応援の、三つの基本目標を定めております。

さらに、青少年の健やかな成長と自己形成支援や、貧困問題への対応、青少年の地域づくり・社会貢献活動の推進など、新たな課題にも対応する16の基本施策を掲げ、具体的な取組を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。詳細につきましては資料1の2、資料1の4をそれぞれ、御参照いただければと思います。

今後は、県議会での御論議を頂くとともに、パブリックコメントを実施し、その後、徳島県青少年健全育成審議会での御審議を経まして、今年中に計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組についてでございます。

お手元の資料2の1を御覧ください。

気候変動対策につきましては、近年、世界の年平均気温が、過去最高を連続して更新するなど、待ったなしの問題となっている一方、昨年12月には、今世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す、パリ協定が採択され、世界全体が脱炭素社会に向け、第一歩を歩み出したところであります。

こうした情勢の変化を踏まえ、本県では、資料2の1でございますが、(1)の脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例、それと(2)の温室効果ガスの削減目標の設定、(3)気候変動適応戦略の策定、この3本を「3本の矢」とした、脱炭素社会の実現に向けた取組を本格化させることとしており、順次、この内容につきまして、ただいまか

ら御説明をさせていただきます。

まずは、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例案でございます。

先ほど概略を御説明申し上げましたが、脱炭素社会の実現を目指し、全国初の条例として定めるものであり、基本理念として、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と、気候変動に適切に対応し、その影響をできるだけ和らげる適応策を両輪とした気候変動対策の推進を掲げております。

資料2の2を御覧ください。

条例の中で、脱炭素社会、気候変動対策を掲げる条例は、全国初であります。さらに、条例に基づく適応策の基本方針を定めるのも、全国初でございます。さらには、この条例の中には水素エネルギーを規定することとしており、これも全国初のチャレンジというところでございます。

次に、資料2の3を御覧ください。

これは、脱炭素社会の実現に向け、緩和策としての取組の加速化を図るため、国を上回る意欲的な温室効果ガスの削減目標を新たに設定することとし、その素案を取りまとめたところでございます。

新たな削減目標につきましては、国の目標に、徳島県の削減努力を上乗せして、全国トップ水準となる、2030年度に、2013年度比で40%削減を掲げております。詳細につきましては、お手元の資料2の4を御覧ください。

削減率40%の内訳につきましては、この新たな目標の欄に記載のように温室効果ガスの排出抑制による部分、これが国を約3%上回る約26.4%、森林吸収による部分が国を約11%上回る約13.6%としたところでございます。

また、削減目標の策定につきましては、将来推計及び削減見込みの欄を御覧ください。追加的な対策を見込まずに推計した、2030年度の現状すう勢ケース排出量から、産業部門などの各部門での対策の強化による削減見込量を差し引きし、対策後の排出量としては2013年度排出量に対し約26.4%削減することといたしております。

特に近年、温室効果ガスの排出量が大幅に増加しておる家庭や事業所などの民生部門につきましては、省エネルギー家電や設備の普及促進、省エネ行動の推進などの対策により重点的に取り組んでまいりたいと考えております。詳細につきましては、資料2の5を御参照いただければと存じます。

今後、県議会での御論議を頂いた後、パブリックコメントや、環境審議会での御意見を踏まえ、削減目標案を取りまとめ、次期定例会に御報告させていただきたいと考えております。

続いて、徳島県気候変動適応戦略(仮称)案についてでございます。

資料2の6を御覧ください。

近年、猛暑日や集中豪雨の増加など、気候変動の影響と考えられる現象が現れており、今後、これまで以上に、県民生活に関する幅広い分野での影響が懸念されていることから、気候変動の影響に適応する適応策について、全国に先駆け、気候変動適応戦略として策定するものでございます。

概要につきましては、(1)計画期間は平成28年度から平成32年度。戦略の方向性としたしまして、地域特性に応じたリスクを低減し安全安心の社会づくり、さらに、影響のプラ

ス面を効果的に活用し、地方創生につながる地域づくりなどを盛り込んだところです。

資料2の7を御覧ください。

この戦略におきましては、気候変動の影響によるリスクの低減はもとより、温暖化のピンチをチャンスとして捉え、新たなブランド創出や地域資源の発掘など、影響の効果的な活用も含めた、両面からの適応策を推進するとともに、Ⅱの5のところでございますが、戦略を展開する基本的視点として、県の政策に適応の視点を組み込む、適応策の主流化など四つの項目を掲げております。

また、本戦略ではⅡの6の対象分野にありますように、県土保全をはじめとする6分野を対象とし、気候変動の現況、将来予測、さらに影響に対応するための基本施策を各分野ごとに取りまとめております。

先の6月県議会におきまして、素案を御報告させていただいたところでございますが、その後、県民の皆様方からの御意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施するとともに、環境審議会での御意見を踏まえ、資料2の8のとおり、戦略案を取りまとめたところでございます。

今後は、県議会での御論議を頂いた後、速やかに適応戦略を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、瀬戸内海の実環境の保全に関する徳島県計画(案)についてでございます。

お手元の資料3の1を御覧ください。

この計画は、瀬戸内海を、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性の確保がされていることなど、その多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海、いわゆる里海とするための計画でございます。

平成28年2月議会において、計画素案について御論議いただき、その後、環境大臣との協議、関係府県との調整を行うとともに、パブリックコメントを通じて、広く県民の皆様からの御意見をお伺いし、瀬戸内海の実環境の保全に関する徳島県計画(案)を取りまとめたところでございます。

この計画には、洋上風力発電の実証実験や渦潮の世界遺産登録に加え、住民との協働による里海づくりを実施するなど、徳島県独自の施策を盛り込んでおります。詳細につきましては、お手元の資料3の2を御参照いただければと存じます。

今後は、関係部局と連携して、計画の取組状況を点検しながら、里海づくりを推進してまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員

端的に質問していきたいと思っております。

気候変動の条例について聞きたいのですけれども、全て資料が2013年度からということが出発点になってと出ております。既に2014年度、国の方では速報値が出ていると思うんですけれども、実は対前年度比、2009年度以降、ずっと上がっていたのが、ここへ来て3%マイナスになったというふうな状況も出ています。去年の確か11月ぐらいだったか、出ていると思うのですけれども、徳島県の数値は2014年度、既に把握されていたら教えてほしいというのが1点。

それから、この2014年度というのはどういうところかといったら、原子力発電所が一切稼働していない、全て止まったときです。その中で3%マイナスという面でも、私はある意味、画期的だなというふうに思うのと省エネ、再生エネルギーが普及したことが大きな要因だというふうにも言われていますけれども、しかし、この気候変動からしたら更にこれでは駄目だということで、今回40%と掲げられることについては非常に意味があるなど思うんですけれども、まずその辺から端的にお答え願えますか。

藤本環境首都課長

山田委員の方から温室効果ガスの排出量の関係で御質問を頂いております。国の方が2014年の速報値が出ているということですのでけれども、徳島県も含めまして全都道府県におきましては、まだ今現在、2013年度時点の数値しかございませんので、現状では2014年というのはまだ算定ができていないという状況でございます。

国の方が原子力発電所が止まった状態の中で3%程度削減されているということですのでけれども、本県も既に四国電力の方で2012年あたりから原子力発電所が止まっていつている状態の中での今の排出量ということです。この原子力発電所等が関係のない世界の中での県民の皆様の努力という意味で言いますと、エネルギー消費量という換算の仕方がございまして、そちらの方は先ほど委員の方からも話がありましたように、県民の皆様方の省エネの意識の向上、それから自然エネルギーの導入促進等によりまして、現在1990年の基準年からいたしますとエネルギー消費量は約6%から7%程度減少しているというところがございます。今後は更に40%という大きな目標を本県、環境首都ということで全国に先駆けて、全国トップクラスの目標を掲げさせていただいておりますので、これを更に県民の皆様方の意識を高めていけるように県民総ぐるみで頑張ってもらいたいと考えております。

山田委員

実は、国の方は2007年度がこの温室効果ガス排出量の最大だったのです。徳島県は2013年度ですね、このタイムラグは一体何だ、どういうことかなというのが1点です。

それから、さらに今も話が出ました40%の削減、新目標の達成はなかなか容易ではないということで、2013年度が過去最多の881万5,000トンということで、1990年度比で27%も増えているというふうな状況の中で過去最高の40%、ほかの県は大体マックス30%だった。ということで、思い切った数字を掲げているのだなというのはいいわけですがけれども、その実現可能性等々についても端的にお答え願えたらと思います。

藤本環境首都課長

この新たな削減目標の実現の可能性という御質問でございますけれども、確かに今2030

年度の目標を掲げている都道府県は、私どもの調査によりますと全国で7都県ございます。その中でも、委員の方からも話がありましたように30.9%というのが最高でございまして、私どもの40%というのがずば抜けてトップレベルということになっております。これが実現可能かどうかということですが、これはひとえにこれからの我々の施策の推進状況、それから、県民の皆様の活動の状況、それに係っておると思っておりますので、我々といたしましてはこの削減目標の施策展開の中でも掲げさせていただいておりますけれども、県民総活躍ということで我々県民、それから事業者、それから各種団体、行政を含めまして、県民全員が環境意識を今以上に向上していただくような施策に取り組みまして、県民一丸となってこの目標達成に向かってまいりたいというふうに考えております。

山田委員

いわゆる2007年度が日本では過去最高という状況だったのが、徳島県は2013年度、このタイムラグは一体何かということについて答えていただいて、質問を終わります。

藤本環境首都課長

この最高のところの年の差ということですが、詳細な分析まではちょっとできていないところがございますけれども、やはり国と徳島県では特性といいますか、それぞれの産業部門、民生部門、それから運輸部門、いろいろな部門がございますけれども、その部門の構成比が偏っておりますので、恐らく国の方は産業部門というのが非常に大きなウエートを占めておるかと思っております。そのため、いろいろな産業の、経済の発展状況等々の影響が大きいかと思っておりますけれども、県の方は民生部門、特に家庭部門等々が非常に大きなウエートを占めておりますので、そのあたりの部門の構成比の違いによって生じておるのかというふうに考えております。

喜多委員

時間がございますので、端的に御答弁をお願いします。

今、説明を頂きました「文化プログラム」徳島グレードアップ事業ということで、この県民環境部からも出されております。この内容について藍に関してだけお尋ねいたします。

板東とくしま文化振興課長

喜多委員の方から藍に関する、当方が上程しております「文化プログラム」徳島グレードアップ事業について御質問を頂いております。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムが、いよいよ10月に開催されますスポーツ・文化ワールドフォーラムをキックオフといたしまして展開されるという、この国の動きに呼応する形で本県といたしましても、阿波藍に関する取組を加速したいと考えているところでございます。

東京オリンピック・パラリンピックの公式エンブレムが、ジャパンプルーを象徴します藍色の組市松紋に決定された。その藍を支えます阿波藍への関心は大きく高まっているところでございまして、その価値と魅力を再発見していただきたいということで、この事業を展開してまいりたいと考えております。具体的には、阿波藍、すくもを使用しました藍染

め作品を全国から公募しまして、作品を一堂に集めた展示会を開催する。そして、この度はプロの作家に加えまして学生や障がい者の方々が手がけた作品につきましても広く公募したいと考えております。

また、若手のプロ作家の協力を得る形で事前の染料づくりの様子をSNSで発信していただくとともに、従来の染色作業に加えまして、染料液の品質を維持管理する作業についても体験していただくといったような、新たな形の藍染め体験の事業を展開してまいりたいと考えております。

喜多委員

今、説明いただきました阿波藍に関する予算は四つの部からでています。県民環境部として、今までも取り組んできたようでございますけれども、これまで主にどんなことをやってきましたか。

板東とくしま文化振興課長

阿波藍の今までの取組ということでございます。本県といたしましては平成19年、それから平成24年の2度の国民文化祭を通じまして阿波藍の魅力発信ということに取り組んでまいりました。例えばですけれども、海外のアーティストの方々によりプロデュースをしていただきました大型の空間芸術の制作展示、あるいは暮らしの中の小物に阿波藍を取り入れた作品展の展示など、数々の事業を展開する中で阿波文化の一つとして阿波藍の魅力発信に取り組んでまいりました。

また、その中で人材育成の観点が必要であるということから、阿波藍の関係者をつなぎますネットワークの構築強化、さらには阿波藍に関心を持つ方々との効果的なコーディネートなど、県内の作家さんによる藍染め手拭いの作品展などの活動も通じまして、継続的に行ってまいったところでございます。

こういった取組の結果、裾野が徐々にではございますが広がっておりまして、例えば県外から移住されました地域おこし協力隊の方々が県内で活動を活発にされるなど、徐々にではありますけれども、阿波藍の製造や藍染めに携わる若者も増えてまいっているといったところが成果として考えられると思います。

喜多委員

聞くところによりますと、阿波藍は徳島でつくって、ほとんど県外へ多く出ているようでございますけれども、栽培量などの現状はどうなっておりますか。

板東とくしま文化振興課長

阿波藍の生産量の現状についてのお問合せと思います。農林水産部からの情報でございますけれども、平成27年度のデータによりますと阿波藍、すくもの製造業者によります委託栽培を中心に16ヘクタールが栽培されておりまして、49.6トンの阿波藍、すくものが生産されているところでございます。それで、そのうちの約8割が県外に出ておりまして、残る2割が県内に流通しているという状況と聞いております。近年では微増傾向ということも伺っております。

それで、天然の藍染料につきましては、本県を含めまして複数の地域で製造されているところでございますけれども、本県の阿波藍につきましては、天然の藍染料の国内シェアの大半を占めておるといところでございまして、例えば、久留米がすりでありますとか、京都の着物など、全国の織物産業とか染織作家の方からその品質に高い評価を得ているところというふうに伺っております。

喜多委員

説明で作品展を募集するというものでありましたけれども、藍染め作家というか、県内でどのぐらいいますか。

板東とくしま文化振興課長

阿波藍を使用しております県内の作家さんにつきましては、団体も含めてなんですけれども、約30作家ということでございます。それで、徳島県藍染研究会というところがございまして、そこに大半の作家さんが所属しております、年齢層も若手からベテランまでということで、幅広い方々が活動されているというところでございます。

それで、阿波藍の伝承に向けての人材育成ということにも取り組んできたことで、最近では若者の方も徐々にではありますけれども増えている現状がございまして。例えば、ニューヨークをはじめとします世界各地で情報発信をしていただくなど、また、活躍がテレビ・雑誌でも取り上げられるといった事例も出てございまして、徐々にではございますが、若者の活躍の場もできたかなというふうに思っております。

喜多委員

最後に、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向かって、四つの部から阿波藍に関する予算が出ておりますけれども、絶好のチャンスと捉えて今後どのように進めていくのかお尋ねして質問を終わります。

板東とくしま文化振興課長

2020年の東京オリンピック・パラリンピックまで4年ということで、委員お話のとおり、阿波藍を発信する絶好の機会を迎えていると我々も認識しているところでございます。このため、9月補正でも各部から要求があると思うんですが、関係部局と連携する中で、これまでの成果を生かしながら2020年に開催されます東京オリンピックに向けまして、継続した形で阿波藍の取組を実施して大会の機運の醸成を図りますとともに、今後様々な取組を通じまして阿波藍のファンを増やしますとともに、阿波藍の知名度、ひいては携わる人材育成にも取り組みまして阿波藍の振興につなげてまいりたいと考えております。

それとまた、今回我々の事業の中では、プロの作家に加えまして障がい者の方々の作品も取り上げたいと考えてございまして、このことでパラリンピックに向けましての機運醸成と障がい者の方々の新たな可能性、あるいは才能といったものの発掘にもつなげてまいればというふうに考えております。

来年度以降につきましては、今後検討を進めることになるということでございますけれども、ジャパンプルーと言えは阿波藍、阿波藍と言えは徳島というふうなことで、国内外

に印象付けられるようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

岡田委員

今、この資料をもらって思ったので、突然ですけれども一つ質問します。9月19日まで文化の森で恐竜展をされていましたよね。徳島の若者応援宣言の中で、子供たちの今後の地域における交流活動の推進であるとか、芸術鑑賞、スポーツ鑑賞、交流とか体験学習の機会の充実とかと、いろいろ施策が書いてあるのですけれども、実は恐竜展、非常にヒットというか、子供たちがものすごく行って、期間も夏休みの期間だったので親子連れで、特に小学校の男の子たち、私の知り合いたちも何回も行きましたよ、という方たちの反応が多くて、それと、SNSで挙げてくれている子供の顔がめちゃくちゃ楽しそうに恐竜の前ではしゃいでいる映像や写真等々をすごくアップされていました。実際、福井県に恐竜博物館があって、男の子たちのお母さんたち、お父さんたちで、夏休みの期間に福井県に連れていっていたのですよという方がいて、それが徳島で見られる。近いから何回も行けるよねということで、本当に夏休みの間に何回も行かれた方のお話も聞きました。やはり徳島にいながら、いろいろな体験ができるということで、文化の森でいろいろな取り組みをしてくださった。恐竜展の前は人形展ということで、人形をキーワードに、はにわからフィギュアまでというような面白い企画展をしてくれていたのですけれども、全て企画展なので、その時期が終わればなくなってしまっただけということが一つ残念です。

それと、特に恐竜の場合は、徳島県勝浦町でもものすごい化石が出ていますよね。私、実は高校時代に勝浦町に化石を拾いに行っていた人なんですけれども、星か地層の探検かという地学部でいました。やっぱり徳島県の親しみというのを込めても、化石が出るとか星を見るとかというのは、徳島にいなかったらできない体験ですし、特に子供たちが保護者とする、又は友達とする、それこそ青年活動として部活動、グループサークルとしてするというようないろいろなことで、今の健全育成の徳島県の青少年プランというのを立てています。その中にも文化活動のみならず、やはりそういうふうな県としても定期的にする部分と、それと、私は恐竜は常設してほしいなと思って見ていました。そういうふうな部分で、やはり子供たちが体験できるチャンスをいっぱいつくってあげてほしいなと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

川村次世代育成・青少年課長

ただいま、岡田委員から青少年の健全育成に体験をする場が必要ではないかという御意見を頂きました。今回の次期青少年プランの方には、基本目標1から3まで掲げておりますけれども、1の「青少年の健やかな成長のための社会環境の整備」に、青少年の健全育成には体験することが重要であるということで、様々な施策を行うこととしております。今後とも教育委員会等々と連携しながら、様々な体験をする場を青少年に提供していきたいと考えております。

岡田委員

是非、徳島で体験できることのお機をを増やしてもらおうことと、それと、特に小学校3年、4年、5年、6年の男の子たちがあんなに喜んでる顔を、なかなかスポーツイベント以

外で見ることがありませんでした。自分が女性なので、女性目線的に女の子のバレエのときに女の子が輝いている姿とかを結構見るのですけれども、やっぱりそれよりも男の子たちが輝けるものというイベントとして、恐竜展が印象に残っています。女の子も兄弟で行かれていたり、いろいろお母さんや、お父さん共々行かれていたりするのですけれども、やはり万遍なく、それこそ徳島の子供たちが喜べる機会を徳島で是非つくっていただいて、先ほども藍染めも出ていましたが、藍染めも子供たちが体験できるような場所ができればいいかなと思います。

それともう一つは、このデータにもありますけれども、やはりインターネットとかバーチャルの世界での経験はあるけれども、実体験がないよというデータが出ていますから、やはり実体験が伴えるような、せっかく自然に恵まれた県ですので、子供たちが徳島で育った喜びと思い出を持って大人になってもらって、さっき、今は住んでいるのはいいけれども、大人になったら出て行きたいという、出て行ってもいいんだけど、またいつかは帰ってきたいところであるふるさとというところの位置付けとして、やはり子供たちの心の中に刻んでいける思い出というのを是非、県を挙げてつくっていただきたいと思います。

古川委員

脱炭素社会を目指して、高い目標を掲げられて取り組んでいくということですが、どうやってこの目標を実現していくかという部分につきましては、やはり冒頭、課長が言われたように、どれだけ県民の方を巻き込んでいくかということに係っていると思います。民生部分を減らしていくのもさることながら、どう機運を醸成していったって、それを全国に広めていったって、そして脱炭素社会をつくっていくかということが、本当に県民の方をどう巻き込んでいけるかという部分に係っているかなと僕は思っているのですけれども、単なるハードを整備してということとか、単に呼び掛けていくということだけでは多分無理なんだろうなというふうに思います。ですから、様々な工夫をして巻き込んでいく、何かこういうふうなイメージとかビジョンとかはお持ちですか。

藤本環境首都課長

高い40%という目標に向けてのイメージということでございますけれども、委員もおっしゃったように、やはり県民の意識を環境の方に向けていくといいますか、ライフスタイルの転換を図っていくことが非常に重要だと思っています。ただ、ライフスタイルの転換に向けましては、特効薬というのはなかなかないのかなというふうに思っています。やはり我々、今までもいろいろな普及啓発事業をやってきましたけれども、そういうような地道な普及啓発を、これは更に回数を増やすとか、中身を充実させるとか、対象者を広げるとか、そういうような工夫をしながら、県民のいろいろな若者からというか、子供から、幼少期から高齢者まで全ての方々を巻き込んでいながら普及啓発事業をやりたいなというふうに考えております。

具体的にはこの資料2の4、3ページ目のところに、対策との相関関係というようなことを書かせていただきまして、それぞれの具体の対策に全体に係るような感じで県民の皆様の意識改革をやっていったりとか、それから環境教育、環境学習、それから普及啓発、それらを全体的にやっていくというようなイメージで取り組んでまいりたいというふうに

考えております。

古川委員

でも、今さっき言われたような部分については、今までも本当にいろいろ知恵を出しながら考えてやってきた部分だと思います。やはり行政から訴えていくだけでは、なかなか県民も乗ってきてくれないというような部分があると思いますので、やはり県民の中から活動していってくれる人をどんどんつくっていかないと、多分40%というのは難しいかなと思います。今、本当にいろいろな環境で活動してくれている県民の方も高齢化しています、なかなか体が動かないような感じになってきている人もおりますので、もう少し世代交代をしていけるようなことも考えていってほしいなと思います。本当にそういう育成講座みたいなことを過去にやりましたけれども、やはり今もう一回そういうのをやって、人材を発掘していくというような、そういう取組が不可欠ではないかなと思っていますので、そういう部分もしっかりと考えていってほしいなと思います。

それからもう1点、最後になりますけれども、今回の瀬戸内の環境保全に関する計画ですけれども、豊かな里海をつくっていくということを掲げられていますけれども、これも言葉だけになってはいけないと思うので、具体的にどういうものをイメージして目指しているのかというのを教えてください。

藤本環境首都課長

それでは、ちょっと古川委員の最初のところでのお答えをさせていただきたいと思ます。

資料2の2, 3ページ目のところで、第5章、環境教育等の推進というところがございます。その(3)のところで、地域のリーダー育成ということで、今回新たな条例の中に委員のおっしゃったような、行政だけではなくて地域で活動するようなリーダー、それから、地域を引っ張っていただけるようなリーダー、そのような方を育成するとともに、そういうような方々が活動できたり交流できたりするような場の創出を行ってまいりたいと考えております。

来春をめどに、今整備をしております環境活動連携拠点もございますので、そのあたりも有効に活用しながらやっていきたいと考えております。また、世代交代につきましても委員がおっしゃるような懸念は私どもも持っておりますので、今、大学生を中心とした若者に集まっていただきまして、学生の地球温暖化防止活動推進員というような制度を設けておりますので、その若者たちを中心に今後も活動を広げてまいりたいというふうに考えております。

津田環境管理課長

この度、瀬戸内海の環境保全についての御質問を頂きました。まず、これにつきまして説明させていただきたいと思ます。

高度成長時代にひん死の海と言われました瀬戸内をきれいな海にしたいということで、瀬戸内海環境保全特別措置法の前身となる法律が昭和48年にできました。この法律によりまして、まず国が瀬戸内海の環境保全につきまして基本計画をつくり、その中で各都道府

県が府県計画をつくるということでございます。この府県計画をつくるに当たりましての基本計画は、平成27年の2月に大幅に変更され、従来二つであった基本計画が、沿岸域の環境の保全をはじめとする四つの基本計画ということになりました。それを受けまして、県としましてはその四つの基本計画に基盤となる施策の推進を加えまして、五つの基本施策に基づきまして瀬戸内海を人の活動が自然に対して適正に作用することを通じまして、美しい景観が形成され、生物の多様性・生産性が確立された豊かな里海になるということで考えております。

この里海ということでございますけれども、基本的には自然のままの海でしたらやはり荒れてしまう、あるいは環境負荷がどんどん上がってしまう、そのためNPOとか地域団体を有効に活用しまして、海岸生物調査、そのようなことを始めることによりまして、地域の方々に海と触れ合っていて、その中で水質の健全化を図りたいということで、皆さんの海に対する自然を大切にしたいという意識の醸成を図ることによりまして、豊かな海を次の世代に継承していきたいというふうに考えている次第でございます。

古川委員

水質保全、本来流れ込んでいたものが流れ込まなくなったとか、そのあたりのいろいろ問題もあると思いますので、そのあたり、しっかりとイメージを持って戦略的に進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。(15時27分)